平成２２年（フ）第２６号
福井県敦賀市三島町２丁目17―16、住民票上の住所福井県敦賀市結城町９番12号
債務者　神門　賢三
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２８３号
山梨県甲府市住吉３丁目26番６号
債務者　浅川　健也
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８７号
山梨県甲府市貢川本町９番12号　402号
債務者　駒田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９２号
山梨県南アルプス市あやめが丘1940番地23
債務者　小椋　藤孝
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
山梨県南アルプス市あやめが丘1940番地23
債務者　小椋　信子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条2014番地１　パナハイツ秋山103号
債務者　阪本　昌幹
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
山梨県南アルプス市寺部1378番地３
債務者　鈴木　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
山梨県笛吹市御坂町成田1984番地　ツインクルＫ　Ｆ棟―102
債務者　渡邊　尚行
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
山梨県笛吹市春日居町国府184番地　窪田アパート７号
債務者　玉置　光美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
山梨県笛吹市春日居町国府184番地　窪田アパート７号
債務者　玉置　徳子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０７号
山梨県笛吹市春日居町国府184番地　窪田アパート７号
債務者　玉置　　晋
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
山梨県笛吹市石和町上平井421番地　県営住宅石和団地３号棟103号
債務者　石川　悦三
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
山梨県甲府市城東４丁目７番15号　サニークレスト101
債務者　矢巻　勇一
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
山梨県中央市高部267番地
債務者　小田切なを美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
山梨県甲府市中村町５番５号
債務者　山越　　守
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
山梨県甲府市中村町５番５号
債務者　山越　栄美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係